

ＥＣ活用による県産品等販売促進支援事業 事業者募集要項

株式会社ＪＴＢ沖縄（以下、「事務局」という。）では、沖縄県からの委託を受けて、「ＥＣ活用による県産品等販売促進支援事業」を実施している。

当該受託業務において、本事業における対象事業者を以下のとおり広く募集する。

1 目的

新型コロナウイルスの影響による観光客の減少や外出自粛等により、飲食店や土産品店等における県産品の需要が低下し、県内の生産者や製造メーカー等の売上が減少するなど、県経済は厳しい状況となっている。

一方、「巣ごもり消費」とも呼ばれる家庭内の消費需要は増加傾向と言われていることから、新たな生活様式に対応した県内事業者等の県外消費者向けＥＣでの県産品等販売にかかる送料支援を行い、県内生産者や製造メーカー等が抱える余剰在庫の解消を図るとともに、新たな商流構築等による販路拡大を支援する。

2 概要

(1) 支援内容

県内事業者が自社で運営するインターネット通販サイトにおいて販売する県産品の県外消費者向けの送料を支援する。なお、１社あたりの支援上限額は５万円から１５０万円とし、発送実績等を勘案し決定する。

※企業及び団体等が小売のために仕入れるものは対象外。

※すでに送料込み又は送料無料として販売しているものは対象外。

(2) 実施期間

① 第１回：令和３年６月１７日（木）から令和３年７月１７日（土）まで

② 第２回：令和３年８月１日（日）から令和３年８月３１日（火）まで

※ただし、各事業者の支援上限額に達した場合は、支援上限額に達した日まで。

(3) 支援対象

① 事業者

以下をすべて満たす者であること。

ア 県内に主たる事業所を有する者

イ 県産品の生産者、製造業者、販売事業者

ウ 令和２年度の売上（ＥＣ以外の販売も含む。）が令和元年度に比べて減少している者

エ 沖縄県新型コロナウイルス対策緊急応援サイト「まいにちに。おきなわ」に掲載する者

② 品目（県産品の定義）

食料品・飲料品・土産品等のうち、以下のいずれかに該当するものであること。

ア 沖縄県内で生産されたもの

イ 沖縄県内で最終加工されたもの

ウ 沖縄県外で最終加工されたもののうち、県内に主たる事業所を有する事業者の委託等により、県産原材料を全部又は一部用いて、県産品として販売することを目的としたもの

③ ＥＣサイト

事業者が自社で運営するもので、「まいにちに。おきなわ」に掲載するインターネット通販サイト（以下、「支援対象ＥＣサイト」という。）であること。

※Amazon、Yahoo!ショッピング、楽天市場等の大手オンラインモールに出店しているもの、国及び他自治体から同一の内容で支援を受けているものは対象外。

④ 送料

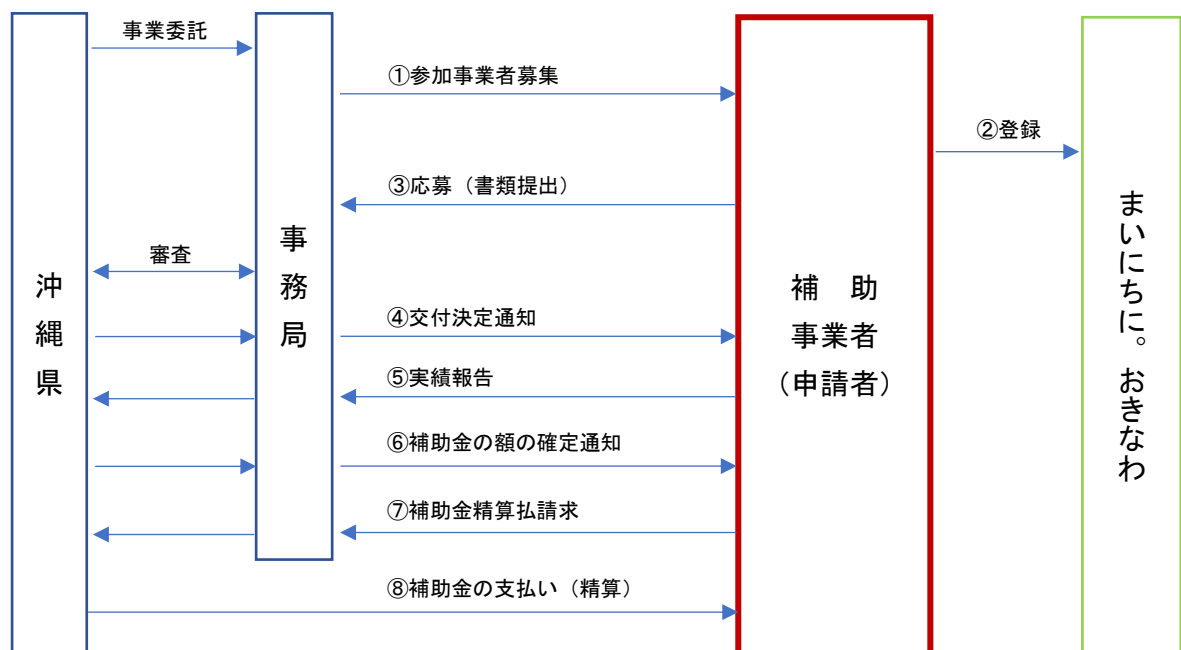
支援対象ＥＣサイトで販売する県外消費者向けの県産品の送料実費額。ただし、以下のとおり条件を設定する。

ア 1回の取引における送料支援上限額：2,000円

イ 1回の取引における販売価格：3,000円以上

※代引手数料や梱包材、その他費用は対象外。

(4) 支援の流れ



3 応募について

(1) 応募期間

下記4スケジュールに記載のとおり

(2) 応募要件

① 上記2(3)支援対象を満たすこと。

② 支援対象ＥＣサイトに当該事業を実施中であることを掲載すること。

記載例：この商品は沖縄県が実施する「ＥＣ活用による県産品等販売促進支援事業」の対象であり、送料に対する補助を受けています。

③ 事業終了後、実績報告とともに必ずアンケートに回答いただくこと。

(3) 応募方法

特設サイト内のお申込みフォームよりオンライン申請

【特設サイトURL】 <https://okinawa-ec.com>



(4) 応募書類

- ① EC活用による県産品等販売促進支援事業補助金交付申請書
(補助金交付要綱 別記様式第1号) ※押印不要
- ② 事業計画書
- ③ 誓約書 ※押印不要
- ④ 履歴事項全部証明書 ※個人事業主の場合は開業届の写し
- ⑤ 県民税及び法人事業税の納税を証明できる書類(県税納税証明書等)
- ⑥ 売上比較表(令和2年度/令和元年度)
- ⑦ 自社ECサイトトップページ画面の写し
- ⑧ 自社ECサイトにおける令和2年度の月平均の発送件数・送料額
【以下⑨⑩については、県への債権者登録が済んでいない事業者は提出】
- ⑨ 債権者登録申請書
- ⑩ 振込先口座の通帳写し(「表紙」と「表紙の裏面」の2枚)

(5) 申請に関する注意事項

- ① 申請書は、公募期間内に提出すること。
- ② 国や他自治体から同一の内容で補助等を受けている場合又は採択が決定されている場合は、本事業の交付決定が取り消されることがある。
- ③ 応募書類に不備がないよう記入すること。なお、提出書類に疑義が生じた場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ④ 申請後、沖縄県から対象事業者に対して補助金額の交付決定通知を行う。なお、交付決定にあたっては、申請時に提出いただく「令和2年度の月平均の発送件数・送料額」等の実績を勘案し、県において申請額から減額して決定することがある。

4 スケジュール(予定)

(1) 第1回

- ① 事業者公募 令和3年5月20日(木)～令和3年6月3日(木)
- ② 交付決定通知 令和3年6月14日(月)までに通知予定
- ③ 事業実施 令和3年6月17日(木)～令和3年7月17日(土)
- ④ 実績報告〆切 令和3年8月17日(火)まで
- ⑤ 精算 令和3年8月上旬以降

(2) 第2回

- ① 事業者公募 令和3年7月1日(木)～令和3年7月15日(木)
- ② 交付決定通知 令和3年7月26日(月)までに通知予定
- ③ 事業実施 令和3年8月1日(日)～令和3年8月31日(火)
- ④ 実績報告〆切 令和3年9月30日(木)まで
- ⑤ 精算 令和3年9月中旬以降

5 補助金の注意点

事業開始にあたっては、以下の点に注意すること。

(1) 申請内容の公表

沖縄県は、交付決定を受けた事業について、申請事業者名、事業の概要等を公表することができる。

(2) 交付決定の取消し

事業者が法令等に違反した場合や補助金を補助事業以外の用途に使用した場合、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消すことができる。

(3) 補助対象の送料

交付決定の日以降の送料実費額が、補助金の対象となる。

(4) 補助金の経理

事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておくこと。

また、帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

(5) 実績報告

事業者は、補助事業が完了したときもしくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は交付決定にかかる年度の9月30日のいずれか早い日までの実績報告書（補助金交付要綱 別記様式第11号）を提出すること。

6 その他注意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 募集要項に違反したと認められる場合
- ④ 交付決定に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- ⑤ その他担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(3) 期限後の書類の変更、差替え、再提出は、軽微なものを除き、原則として認めない。

(4) 応募書類の作成等に要する経費については、事業者の負担とする。

(5) 消費者との取引及びECサイト上で生じたトラブルについて、沖縄県及び事務局は一切の責を負わない。

7 問い合わせ先

ＥＣ活用による県産品等販売促進支援事業 事務局（株式会社ＪＴＢ沖縄内）

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町112-1

E-mail : okinawa_ec@okw.jtb.jp

電話番号：098-861-3673

受付時間：平日10:00～17:00（土、日、祝日を除く）

※問い合わせの受付は5月20日（木）からになります。

電話については、テレワーク等に対応できない場合がありますので、
可能な限りメールで問い合わせくださいますようお願いいたします。